

総行管第21号
令和8年1月19日

厚生労働事務次官 殿

総務事務次官
(公印省略)

選挙運動用ポスター掲示場設置場所の提供について（依頼）

第51回衆議院議員総選挙が執行されますが、衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の選挙運動用ポスターは、公職選挙法の規定により市区町村の選挙管理委員会が設置する公営のポスター掲示場以外には掲示できないこととされています。

この制度は、選挙運動用ポスターの掲示を公営のポスター掲示場に限定することにより、街の美観の維持、選挙運動費用の節減等を図るとともに、選挙運動用ポスターが一斉に掲示場に掲示されることにより、選挙人の便宜を図ること等を理由に設けられているものです。

市区町村の選挙管理委員会は、この趣旨にのっとり、公衆の見やすい場所に掲示場を設置すべく努力していますが、特に都市部におきましては、その設置場所の確保に苦慮しているところです。

この点に鑑み、公職選挙法第144条の5において、市区町村の選挙管理委員会がポスター掲示場を設置する場合においては、「土地又は工作物の居住者、管理者又は所有者は、ポスターの掲示場の設置に関し、事情の許す限り協力しなければならない。」と規定されています。

つきましては、関係市区町村の選挙管理委員会から貴職又は貴管轄の諸機関等が管理又は所有する施設等に、ポスター掲示場を設置させていただきたい旨の依頼がありましたときは、この制度の趣旨を御理解いただき、設置場所の提供について特段の御配慮をお願いします。

なお、貴管轄各機関及び関係団体等に対してもこの旨御連絡くださいますようお願いいたします。